

平成 28 年度税制改正要望書

1. 総論

平成 27 年度の税制改正では、デフレ脱却・経済再生に向けた税制上の措置、地方創生に向けた税制上の措置、消費税率の 10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置等が講じられた。

このうち法人税関係では、法人課税を成長志向型の構造に変えるとして、27 年度から法人実効税率を現行の 34.62%から 32.11%へと引き下げ、あわせて外形標準課税の拡大や、欠損金繰越控除の見直し等による課税ベースの拡大を行っている。

なお、中小法人の軽減税率の特例の適用期限については、2 年間延長されている。

政府の平成 27 年度予算案は、経済再生と財政再健の両立を実現する予算として編成され、一般会計の歳入歳出総額は、平成 26 年度当初予算と比べ 4,596 億円増の 96 兆 3,420 億円と、当初予算として過去最大の規模となった。

税収は、景気の回復などにより、前年度と比べ 4 兆 5,250 億円増（うち消費税率の引上げに伴う増が 1 兆 6,860 億円）の 54 兆 5,250 億円となっている。

新規国債発行額は、36 兆 8,630 億円と前年度に比べ 4 兆 3,870 億円減少している。この結果、基礎的財政収支は 13.4 兆円の赤字となり前年度に比べ 4.6 兆円の改善となる。

平成 27 年 2 月に内閣府から提出された「中長期試算」では、2015 年度の国・地方の基礎的財政収支の対 GDP 比は▲3.3%の赤字となり、2010 年度の水準からの赤字半減目標を達成する見込みとなっている。

しかしながら内閣府の試算によると、名目 3%以上の高い経済成長率を想定した「経済再生ケース」においても、2020 年度の国・地方の基礎的財政収支は、▲9.4 兆円（対 GDP 比▲1.6%）の赤字となり、黒字化目標の達成は困難となっている。

政府は、消費税 10%への引き上げが延期されたことを踏まえて、2020 年度の基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向け、2015 年夏までに新しい「財政健全化計画」を策定することを決定した。

計画策定にあたっては、①デフレ脱却・経済再生、②歳出改革、③歳入改革の 3 つの柱を軸に検討を進め、潜在成長率並みの堅めの成長率を前提として、2020 年度の基礎的財政収支黒字化に必要となる「必要対応額」を試算としている。

財政健全化を着実に進めるためには、税収増を当てにするだけでなく、基礎的財政収支
対象経費の

抑制を図ることが不可欠であり、既存制度の見直しはもとより、社会保障制度改革を始め
財政構造の

抜本的改革が必要である。

我が国経済は、安倍内閣の経済政策及び日本銀行による金融緩和政策により、長期に亘る低迷から脱し緩やかな回復基調にある。

財政健全化は、税収増が期待できる経済成長なくしては不可能であり、成長分野への重点的・継続的な投資とともに思い切った規制緩和を実施し、経済を持続的なプラス成長軌道に乗せることが必須である。

経済環境が好転しつつあるとは言え、地方の中小・零細企業は景気回復を実感できない状況にあり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 社会保障制度及び財政健全化関連に対する意見、要望

(1) 社会保障改革と財政健全化について

我が国財政は、財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行っている。

その結果、平成 27 年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,035 兆円（対 GDP 比 205%）に達し、主要先進国中で最悪の水準となっている。

そのため、政府は、国・地方をあわせた基礎的財政収支について、「①2020 年度までに黒字化、②その後の債務残高の対 GDP 比の安定的な引き下げを目指す」との財政健全化目標を掲げ取り組んでいるが、財政再建のカギを握るのが、高齢化により毎年 1 兆円規模で増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。政府は、医療、介護、年金についてそれぞれ給付と負担のバランスの抜本的な見直しを行い、信頼のおける財政健全化計画を作成すること。

(2) 徹底した行財政改革について

国民に負担を求めるには、為政者自身が身を切る改革をする必要があるが、現内閣は、行財政改革については積極的でないと見える。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は社会保障財源の 30%弱を占めている

る。中小企業の 7 割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 国民年金保険料の未納問題について

国民年金保険料の平成 25 年度納付率は 60.9%となっており、平成 24 年度に続き少し改善しているが、85%前後あった時代に比べ大幅に悪化している。

平成 25 年度の国民年金の対象者 1,805 万人のうち、保険料納付者は 940 万人(52.1%)に過ぎず、免除者の増加傾向により毎年悪化している状況にある。

(参考：平成 22 年度 (55.0%)、平成 23 年度 (53.3%) 平成 24 年度 (52.6%))

このため、基礎年金拠出金の仕組みを通じ、厚生年金や共済年金加入者に不利益を与えているだけでなく、このままでは制度の存続が危ぶまれる。従って早急に抜本的な見直しを行い持続可能な制度に改めること。

(5) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

平成 28 年 1 月から運用が開始されるマイナンバー制度については、これに関連した悪質商法や、ナンバーなどの個人情報をもとに騙し取るフィッシング詐欺等の発生が懸念されるので、高度なセキュリティを確保するとともに、詐欺や悪質行為の被害防止に万全を期すこと。

3. 平成 28 年度税制改正に係る個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

平成 27 年度税制改正において、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人実効税率は前年度より▲2.51%引き下げられ 32.11%となったが、20%台が標準とされる欧州、アジア諸国に比較してまだ高い水準にある。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの 20%台の実効税率とするよう求める。

2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及ぼさないこと。

3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

平成 27 年度改正において、中小法人に対する法人税の軽減税率の特例 15%（所得の金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は 2 年間延長されたが、これを恒久化するとともに、昭和 56 年以来 800 万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円まで引き上げるよう求める。

4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を 30 万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額 300 万円）を撤廃するよう求める。

5) 地方税の外形標準課税について

地方税の外形標準課税については、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いことから、対象

範囲を中小企業に拡大しないよう求める。

6) 交際費課税の見直し

交際費は、企業にとって顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であるとともに、飲食のための支出は、消費の拡大を通じた経済の活性化に資することから以下の見直しを求める。

① 中小法人の交際費課税の特例の恒久化

中小法人の交際費については、飲食費の 50%または定額控除限度額 800 万円のどちらか有利な方で損金算入可能となったが、時限措置（平成 28 年 3 月 31 日まで）であるため、これを恒久化することを求める。

② 平成 18 年度税制改正で、一人当たり 5,000 円以下の飲食費については交際費から除外され

ているが、これを 10,000 円程度に引き上げること。

7) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測されており、各行政機関はその対策を講じているところである。

被災地における企業も甚大な被害を受けることが予想されるが、一日も早い復

興・再生を図るため、

- ① 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ② 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。以上の税制上の措置を求める。

(2) 消費税制

1) 軽減税率

与党の平成 27 年度税制改正大綱では、「平成 29 年度の消費税率 10%への引き上げ時に軽減税率の導入を目指して、対象品目等について早急に具体的な検討を進める。」とされている。しかしながら、以下のような問題点があり、軽減税率の導入は慎重に検討すること。

- ① 軽減税率の範囲を合理的に決められない
- ② 軽減税率の趣旨である低所得者対策の効果が明確でない。
- ③ 軽減税率に伴って事業者（納税義務者）の事務負担の増大と税務当局の税務執行コストの上昇を招く。
- ④ 軽減税率による減収分をどう補填するのか

2) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」は、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多く是正すること。

① 簡易課税制度

多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより 1,000 億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成 16 年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額（5000 万円）を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に 500 万事業所を超えといわれ、この制度による益税額は 2,000 億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が 10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(3) 事業承継税制

平成 25 年度税制改正において、雇用確保等適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等使いやすくするための見直しが行われたがまだ不十分であり、以下のような見直しを求める。

1) 納税猶予制度の見直し

① 納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した株式と、相続開始前から保有していた株式を合わせて、株式総数の 3 分の 2 までとする上限があるが、これを撤廃しすべての株式を対象とすること。

② 相続税の納税猶予割合 80%を 100%に引き上げること。

株式総数の 3 分の 2 までとする上限かつ 80%の納税猶予では、結果として効果は半分程度に留まり、効果が薄く、事業承継が進まない原因ともなっている。

③ 後継者死亡時点まで納税猶予額が免除されない制度を、納税猶予開始後 5 年経過時点で納税を免除するよう見直すこと。

2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式の評価については、経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。後継者が価値ある企業の経営資源を円滑に承継するためにも、取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

3) 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても中小企業の事業承継が円滑に進むよう欧米諸国並みの事業承継税制の確立を求める。

(4) 相続税・贈与税

資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げを求める。

(5) 個人所得税制

1) 所得税と住民税のあり方

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭いうえに、度重なる減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という特異な型となっているため、税負担はきわめて低く、課税最低限は国際的に見ても高水準で、現在、就業者のうち5人に1人は非納税者となっている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の整理合理化

所得税・住民税には各種控除制度が設けられているが、社会構造の変化に伴い抜本的に見直すべきである。特に、人的控除については世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化してきており、実態に即して整理・合理化を図るべきである。

3) 少子化対策

少子化問題は、わが国の経済全般・社会保障・労働市場などに影響を与える重要な課題であり、政府においても、児童手当の支給を始めと積極的に取り組んでいるが、税制面での配慮も必要と考える。そのため、児童に対する税額控除制度を創設し、控除しきれない額は社会保障給付費として還付する給付つき税額控除制度の導入やフランスで実施されている課税単位のN分N乗方式の導入を検討すること。

(6) 地方の税制

1) 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

平成 27 年度の税制改正では、外形標準課税が拡充され、地方税収の安定化に繋がったが、偏在性の是正も含め充分ではない。

地方税については、地方の参画のもと地方の意見を十分踏まえ、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に引き続き取り組むこと。

2) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いので、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産（30 万円）と同額とする。

(7) その他

1) 電子申告

e-Tax の更なる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

(1) 森林の保全を目的とした「公有林化」に対する租税特別措置について

私有林が多いわが国において、中山間地域の過疎化や高齢化等により管理放棄される森林の増加が懸念されている。個人では管理が出来なくなった森林について、森林の保全等を目的として、公的機関に森林を譲渡する場合の所得税について、森林法における保安林の用地取得と同様に、租税特別措置法による特別控除（2,000 万円）を設けること。

(2) 過疎地域への二地域居住や移住の「地方回帰」を促進するための税制優遇制度の創設について

過疎地域への二地域居住や移住の「地方回帰」を促進するため、居住用財産を譲渡した場合、最高 3,000 万円の特別控除制度を設けること。

また、事業用財産を「移住者向け」に譲渡した場合にも適用すること。

(3) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策計画」の早期策定を図り、目標や地方の役割を明確化するとともに、地球温暖化対策に国以上の支出がある地方の現状を踏まえ、「地球温暖化対策税」の税収の半分を地方財源として配分すること。

(4) 長期優良住宅に対する税の優遇措置の延長と拡充

質の高い住宅ストックを形成し、既存ストックの活用を図るためには、長期優良住宅に係る支援策の継続・拡充による対策が必要であり、新築の長期優良住宅に対する税の特例措置については、平成 28 年 3 月末で終了となるが、これを延長するとともに、リフォームをした良質な既存住宅に対する税の特例措置を創設すること。

(5) NPO等社会貢献活動団体の経済的自立を図るための寄附金税制

NPO法人は、社会貢献活動が活発である一方、財政基盤が脆弱な小規模団体が多いことから、認定NPO法人等への個人からの寄附を促進するため、所得控除と税額控除の選択制を堅持しつつ、税額控除額（現行：(寄附金額-2,000円)×50%）の拡大など現行税制を改正し、より実効性の高い制度とすること。

以上